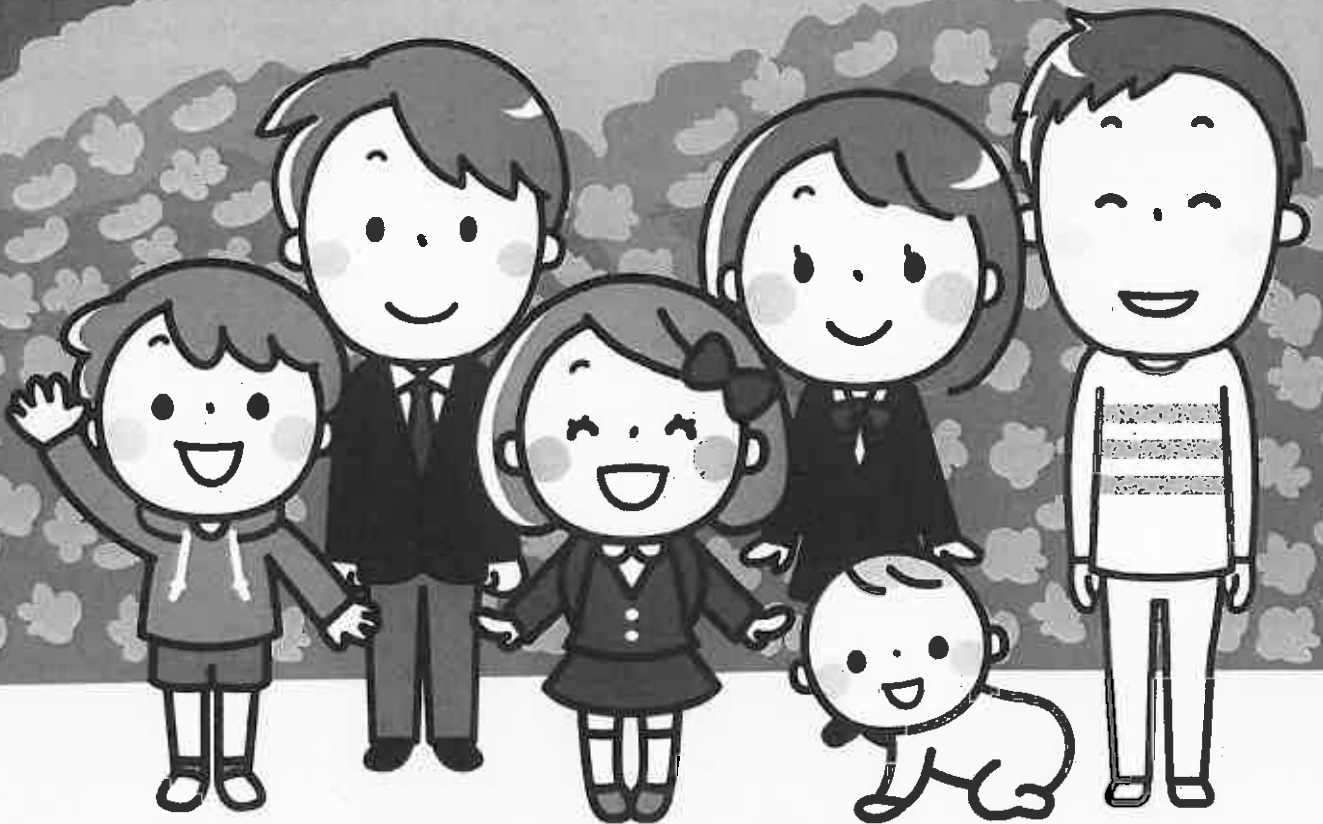


丸亀市 子ども未来計画 ～中間見直し～

丸亀市子ども・子育て支援事業計画



平成30年3月 丸亀市

目 次

はじめに	1
第1章 変更なし	
第2章 丸亀市の子どもと家庭を取り巻く状況	
4. 幼稚園・保育所等の状況	2 (16)
5. 小学校・中学校の状況	8 (20)
第3章 子ども・子育て支援新制度に基づく施策の推進	
2. 教育・保育提供区域の設定	10 (28)
3. 教育・保育の量の見込みと確保方策	11 (35)
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	16 (45)
5. 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保	31 (61)
6. 保育士等の確保のための施策【新】	34
第4章 変更なし	
第5章 子どものひかり計画【新】	
1. 計画の概要	39
2. 本市の子どもの状況	40
3. 施策体系	47
4. 各課の具体的な連携方法	53
5. 民間団体等と連携した取組	54
6. 市が取り組む新たな支援	54
次期計画に向けて【新】	55
資料編	
1. 計画中間見直しの経過	57
2. 丸亀市子ども・子育て会議委員名簿	58
第2章3 (2) 女性の年齢別就業率(差換え版)	60 (15)

※ 章番号は当初のこども未来計画の番号をそのまま用いています。

※ 目次の()内の数字は当初計画のページです。

※ 年度の表記については、基本的に平成31年度までは西暦を表記のうえ、元号をカッコ書きで併記、それ以降は西暦のみの表記としています。

※ 中間見直しにおける修正箇所は、文中**太字**で表しています。

はじめに

本市では、2012（平成24）年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」を受けて、2013（平成25）年度に「子ども・子育て会議」を発足させ、2015（平成27）年3月に2015（平成27）年度から2019（平成31）年度までの5か年にわたる「こども未来計画（子ども・子育て支援事業計画）」をスタートさせました。

新しい制度では、国において「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」が定められ「（略）市町村は、（略）計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。（略）」と規定されました。

これを受けて、本市の「こども未来計画」におきましても、中間年（平成29年度）における計画の見直しについて「新制度開始3年目において、この計画に記載した内容について、毎年度の分析による課題などを踏まえ、計画後半部分（平成30年度以降）の見直しを行います。」と規定しています。

本市では、計画策定後、2015（平成27）年度・2016（平成28）年度と2か年が経過し、子どもを取り巻く環境も様々な変化をしていると考え、中間年に当る2017（平成29）年度においては見直し作業が必要と判断しました。

中間見直しの概要

第2章 丸亀市の子どもと家庭を取り巻く状況

本市における幼稚園・保育所等の状況、小学校・中学校の状況について、（2017（平成29）年度時点までの数字を記載しています。

第3章 子ども・子育て支援新制度に基づく施策の推進

本市における「教育・保育の量の見込みと確保方策」の2017（平成29）年度時点の状況と2018（平成30）・2019（平成31）年度の見通しについて記載しています。また、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」は、中間見直しで加筆修正が必要と判断されるものについてのみ、記載しております。さらに、「教育・保育の一体的提供と提供体制の確保」について、加筆修正したほか、新たに「保育士等の確保のための施策」について記載しています。

第5章 子どものひかり計画

子どもの貧困対策の推進は、大きな課題であるという認識のもと、子どもの貧困対策計画を「子どものひかり計画」という名称で作成し、新たに章立てしています。

次期計画に向けて

中間見直しを2020年度からの次期計画につなぐため、必要と考えられる事項を記載しています。

4. 幼稚園・保育所等の状況

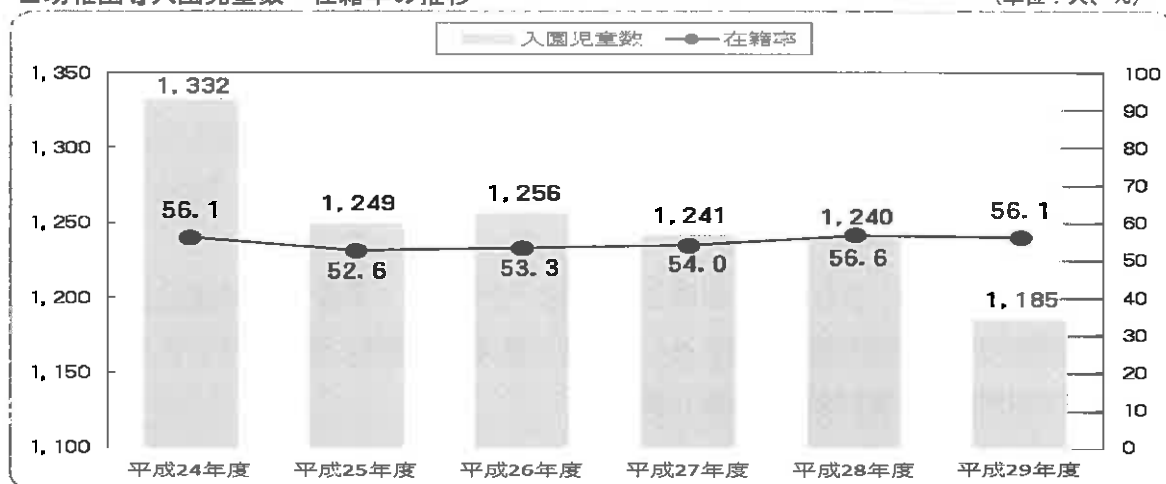
(1) 幼稚園等の状況

本市には2017（平成29）年5月1日現在、公立7か所、私立2か所、合計9か所の幼稚園と、公立4か所、私立1か所、合計5か所の認定こども園があります。

入園児童数は、2013（平成25）年度以降、概ね横ばいで推移していましたが、2017（平成29）年度は微減となりました。

■幼稚園等入園児童数・在籍率の推移

（単位：人、％）

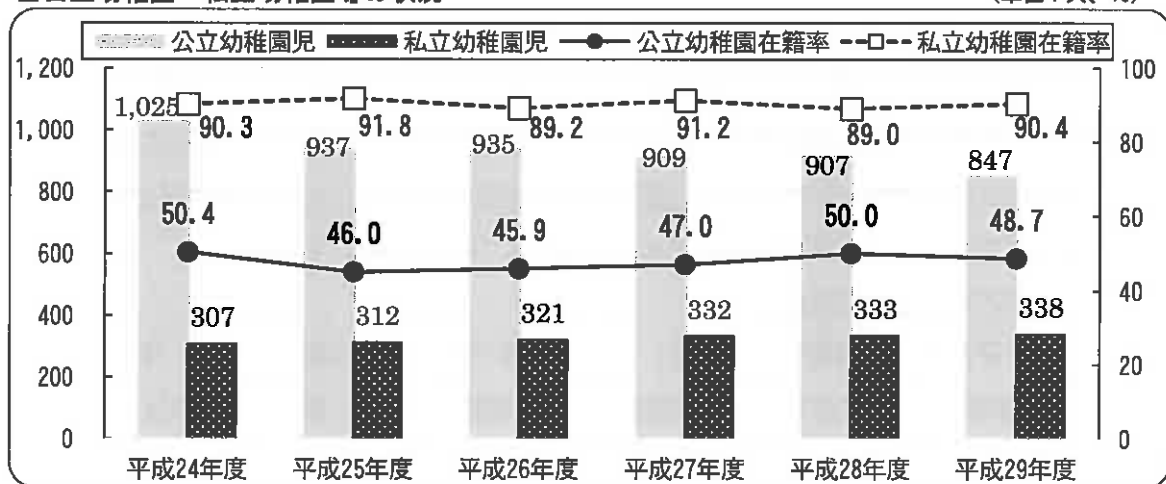


資料：学校基本調査（各年5月1日）、認定こども園のみ4月1日 注記：在籍率＝入園児童数÷定員

入園児童数及び在籍率について公立・私立別にみると、公立幼稚園については、入園児童数の減少傾向に加え、2013（平成25）年度以降、在籍率は50%を割っています。一方、私立幼稚園の入園児童数及び在籍率は、概ね横ばいが続いています。

■公立幼稚園・私立幼稚園等の状況

（単位：人、％）



資料：学校基本調査（各年5月1日）、認定こども園のみ4月1日

注記：飯野・あやうた・壘水・飯山こども園のそれぞれ1号認定は公立幼稚園に、誠心保育園はらだの1号認定は私立幼稚園に含む。

■幼稚園等一覧

幼稚園等名		定員 (人)	在籍児童数 (人)	年齢別内訳(人)			
				3歳	4歳	5歳	
公立	西幼稚園	180	70	18	28	24	
	城北幼稚園	130	22	5	10	7	
	城坤幼稚園	190	103	33	38	32	
	城東幼稚園	270	98	32	30	36	
	城辰幼稚園	180	89	21	33	35	
	郡家幼稚園	325	164	52	49	63	
	本島幼稚園	65	1	0	0	1	
	幼稚園計		1,340	547	161	188	198
	認定 子ども園	飯野子ども園	45	24	15	6	3
		あやうた子ども園	105	86	32	26	28
垂水子ども園		60	22	16	5	1	
飯山子ども園		190	168	50	65	53	
認定子ども園計		400	300	113	102	85	
私立	丸亀聖母幼稚園	130	100	33	33	34	
	丸亀城南虎岳幼稚園	240	230	78	77	75	
	幼稚園計		370	330	111	110	109
	認定 子ども園	誠心保育園はらだ	4	8	3	3	2
	認定子ども園計		4	8	3	3	2
合計		2,114	1,185	388	403	394	

資料：学校基本調査（平成29年5月1日）、認定子ども園のみ平成29年4月1日

注記：定員＝認可定員(幼稚園)、1号利用定員(認定子ども園)

(2) 認可外保育施設の状況

認可外保育施設とは、乳幼児の保育を目的とする施設で、市や県の認可を受けていない施設を総称したもので、その中には、事業所内で従業員・職員の子どもを預かる施設や、一時預かりのみの小規模な施設などがあります。

2017(平成29)年5月1日現在、本市には合計5つの認可外保育施設があり、入所児童数は108人となっています。

■認可外保育施設の概要

名称	所在地	入所児童数
幸せ保育園	郡家町辻 214-7	1人
ABC プレイスクール	郡家町 647-3	48人
アカデミー英語保育園プリンセス	柞原町620-4	37人
かめっこ保育所(事業所内)	城東町3-2-8	11人
のぞみ保育園(事業所内)	津森町158-1	11人

資料：香川県（平成29年5月1日）

(3) 地域型保育事業の状況【新】

本市では、2016（平成28）年4月より2か所の小規模保育施設が開設されました。

■小規模保育施設一覧

小規模保育施設名		認可（利用）定員 （人）	入所児童数 （人）	年齢別内訳（人）		
				0歳	1歳	2歳
私立	桃山保育所	19	15	4	6	5
	ニチキップ 飯山保育園	19	14	6	2	6
合計		38	29	10	8	11

資料：平成29年4月1日

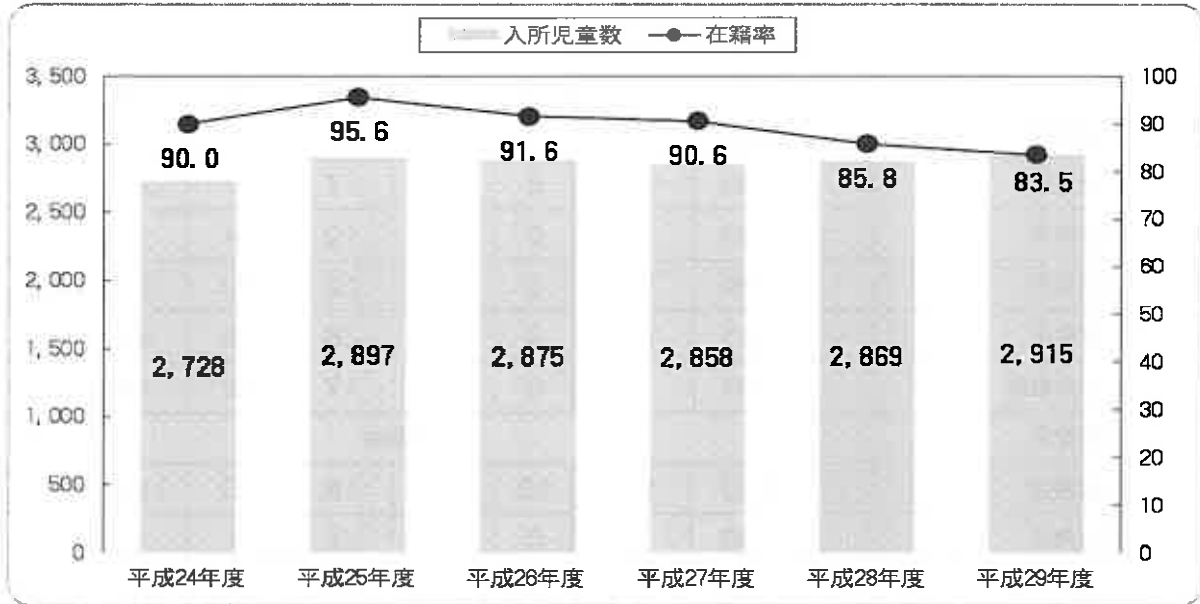
(4) 保育所(園)等の状況

本市には2017(平成29)年4月1日現在、公立15か所（うち2か所は休所中）、私立10か所、合計25か所の保育所(園)と、公立4か所、私立1か所、合計5か所の認定こども園があります。

入所児童数は、2014(平成26)年度以降、概ね横ばいで推移していましたが、2017(平成29)年度は微増となりました。

■保育所（園）等入所児童数等の推移

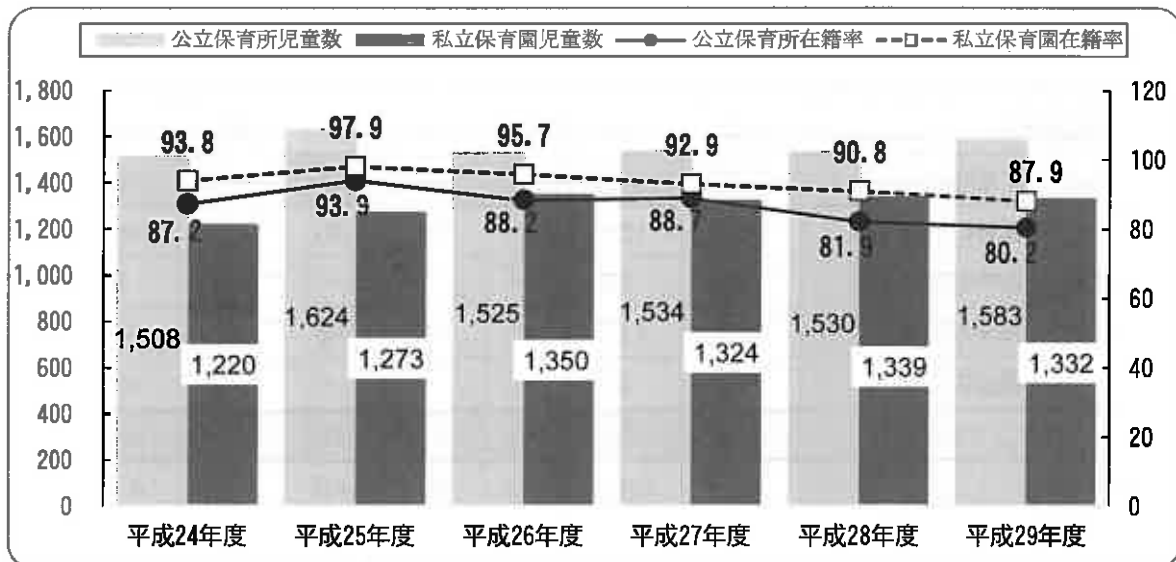
(単位：人、%)



資料：各年4月1日

注記：在籍率＝入所児童数÷定員

■公立保育所・私立保育園等の状況



資料：各年4月1日

注記：飯野・あやうた・垂水・飯山こども園のそれぞれ2号、3号認定は公立保育所に、誠心保育園はらだの2号、3号認定は私立保育園に含む。

2016(平成28)年度の待機児童数（私的待機、求職中を含む）は、年度初めで38人、年度末には200人となっており、特に、0歳児から2歳児までの乳幼児の待機が多くなっています。

■待機児童数の推移

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
年度初	49	65	36	43	38	48
年度末	223	242	161	159	200	

■ 保育所（園）等一覧

保育所（園）等名		定員 （人）	入所 児童数 （人）	年齢別内訳（人）						
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
公立	中央保育所	180	103	0	23	17	19	23	21	
	平山保育所	90	112	5	16	17	27	27	20	
	土居保育所	90	67	0	11	10	14	15	17	
	金倉保育所	90	103	0	18	22	20	23	20	
	城南保育所	190	185	0	22	28	39	49	47	
	青ノ山保育所	110	94	0	16	17	22	19	20	
	広島保育所	休所中								
	城辰保育所	110	102	10	15	18	20	18	21	
	本島保育所	30	1	0	1	0	0	0	0	
	岡田保育所	110	109	0	14	23	16	29	27	
	栗熊保育所	70	61	0	8	9	19	11	14	
	富熊保育所	90	82	0	20	14	20	16	12	
	飯山北第一保育所	150	141	0	19	27	31	31	33	
	飯山北第二保育所	休所中								
	飯山南保育所	150	115	0	16	27	20	26	26	
	保育所計		1,460	1,275	15	199	229	267	287	278
	認定 こども園	飯野こども園	202	151	0	25	30	27	35	34
あやうたこども園		55	18	/	/	/	3	8	7	
垂水こども園		187	117	0	19	18	23	33	24	
飯山こども園		70	22	/	/	/	8	10	4	
認定こども園計		514	308	0	44	48	61	86	69	
私立	恵城保育園	250	240	20	42	43	52	47	36	
	ふたば乳児保育園	150	148	12	32	28	29	19	28	
	誠心保育園	240	169	13	30	35	28	31	32	
	丸亀ひまわり保育園	90	67	6	11	10	13	14	13	
	ふたば西保育園	90	83	8	14	14	14	16	17	
	虎岳保育園	70	73	11	28	34	/	/	/	
	ひつじヶ丘保育園	150	130	10	22	23	29	24	22	
	ドルカス乳児保育所	150	131	10	24	28	26	21	22	
	しおや保育所	220	184	13	30	29	31	42	39	
	彩芽保育園	40	45	5	7	8	8	7	10	
	保育園計		1,450	1,270	108	240	252	230	221	219

第2章 丸亀市の子どもと家庭を取り巻く状況

認定 子ども園	誠心保育園はらだ	65	62	4	9	12	12	12	13
	認定子ども園計	65	62	4	9	12	12	12	13
合計		3,489	2,915	127	492	541	570	606	579

資料：平成29年4月1日

注記：定員＝認可定員（保育所（園））、2号、3号利用定員（認定子ども園）

5. 小学校・中学校の状況

(1) 小学校の状況

本市には**2017(平成29)**年5月1日現在、18か所(うち1か所は休校中)の公立小学校があります。

児童数は年々減少しており、**2017(平成29)**年度では**6,326**人となっています。

■小学校の推移

(単位：校、人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
小学校数	16	16	17	17	17	17
学級数	275	277	272	270	267	268
児童数	6,750	6,564	6,459	6,343	6,323	6,326

資料：学校基本調査(各年5月1日)

■小学校一覧

(単位：人)

学校名	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	特別支援 学級	合計
城乾小学校	39	33	43	35	44	51	17	262
城坤小学校	109	102	92	91	89	90	28	601
城北小学校	35	52	43	51	52	42	14	289
城西小学校	79	70	84	81	88	101	6	509
城南小学校	96	105	99	90	89	81	13	573
城東小学校	113	107	100	108	103	112	13	656
城辰小学校	66	53	53	60	49	62	11	354
本島小学校	1	0	1	3	3	2	0	10
郡家小学校	136	140	132	129	115	123	15	790
飯野小学校	50	53	50	52	54	46	4	309
垂水小学校	58	78	55	52	70	60	8	381
広島小学校	休校中							
小手島小学校	0	0	0	1	0	0	0	1
富熊小学校	46	18	42	32	38	50	6	232
栗熊小学校	24	21	11	27	16	22	4	125
岡田小学校	37	40	29	43	44	42	7	242
飯山南小学校	55	48	65	68	56	64	6	362
飯山北小学校	92	108	107	113	105	91	14	630
合計	1,036	1,028	1,006	1,036	1,015	1,039	166	6,326

資料：学校基本調査(平成29年5月1日)

(2) 中学校の状況

本市には**2017(平成29)年**5月1日現在、8か所(うち2か所は休校中)の公立中学校があり、生徒数は**3,056人**となっています。また、本市にはこの他に私立中学校が2か所あり、生徒数は**599人**となっています。

■中学校の推移

(単位：校、人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
中学校数	7	6	6	6	6	6
学級数	108	108	105	109	113	113
生徒数	3,243	3,219	3,192	3,196	3,123	3,056

資料：学校基本調査(各年5月1日)

■中学校一覧

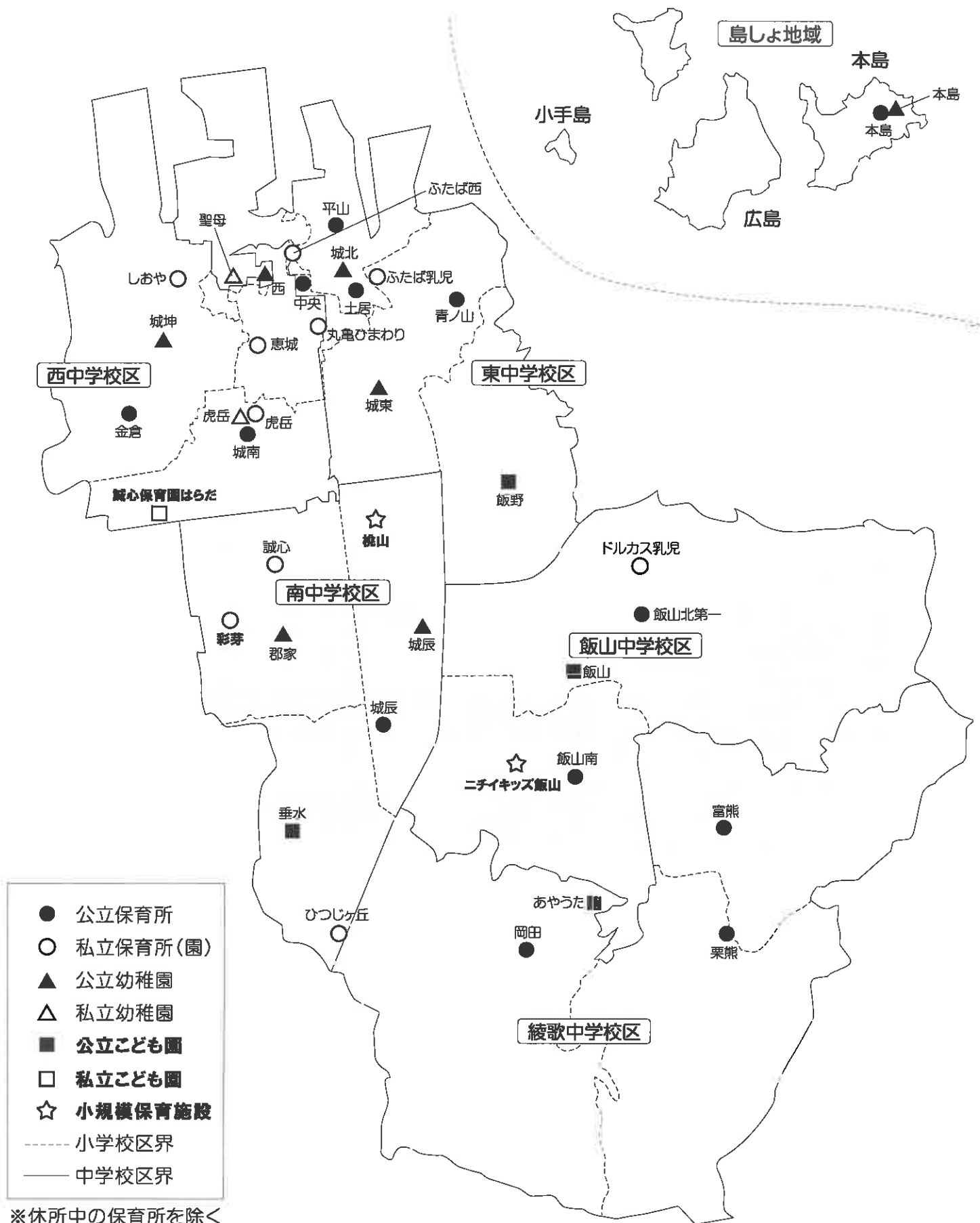
(単位：人)

学校名		1年生	2年生	3年生	特別支援学級	合計
公立	東中学校	206	203	233	9	651
	西中学校	265	267	264	10	806
	南中学校	250	244	257	14	765
	本島中学校	2	1	5	0	8
	広島中学校	休校中				
	小手島中学校	休校中				
	綾歌中学校	89	97	96	9	291
	飯山中学校	157	177	193	8	535
	公立計	969	989	1,048	50	3,056
私立	大手前中学校	105	121	116	0	342
	藤井中学校	88	97	72	0	257
	私立計	193	218	188	0	599

資料：学校基本調査(平成29年5月1日)

2. 教育・保育提供区域の設定

■教育・保育提供区域と教育・保育施設の立地状況



※休所中の保育所を除く

3. 教育・保育の量の見込みと確保方策

(4) 量の見込みと確保方策（島しょ地域を除く）

① 3歳以上の子ども

3歳以上の子どもについては、今後需要の大幅な増加は見込まれないことから、1号認定・2号認定ともに2019(平成31)年度まで 必要量の確保が可能となっています。

<教育を希望する子ども> 1号認定+2号認定(幼稚園)

(単位：人)

		実績*1	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み (必要利用定員)	1号認定	1,256	927	924	919	923	928
			1,240	1,243	1,184	1,129	1,076
	2号認定 (幼稚園)		414	412	410	412	414
			0	0	0	0	0
	計		1,341	1,336	1,329	1,335	1,342
			1,240	1,243	1,184	1,129	1,076
②確保の内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	1,725	1,365	1,220	950	950	625
			1,365	1,220	950	950	625
	認定こども園 (特定教育・保育施設)		9	207	543	543	843
			4	154	404	434	674
	確認を受けない 幼稚園		360	360	360	360	360
			360	360	370	370	370
	計		1,734	1,787	1,853	1,853	1,828
			1,729	1,734	1,724	1,754	1,669
②-①	469	393	451	524	518	486	
		489	491	540	625	593	

※1：公立・私立幼稚園においては平成26年5月1日の利用者数（①の部分）と使用クラスの定員数の合計（②の部分）。

注記1：下段網掛け部分は、平成27年度、28年度は実績（年度末現在）、平成29年度は実績見込み、平成30年度以降は見直し後の数字。

注記2：見直し後の量の見込みについては、児童数の伸び率と実績値の利用割合を基に算出。

< 保育を希望する子ども > 2号認定(保育所)

(単位:人)

		実績 ^{※1}	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(必要利用定員) 2号認定(保育所)		1,715	1,798	1,793	1,783	1,789	1,799
			1,712	1,752	1,767	1,751	1,745
②確保の内容	保育所(園) (特定教育・保育施設)	1,765	1,767	1,742	1,615	1,624	1,579
			1,759	1,717	1,614	1,500	1,564
	認定こども園 (特定教育・保育施設)		36	148	322	322	502
			41	211	381	486	711
	計		1,803	1,890	1,937	1,946	2,081
			1,800	1,928	1,995	1,986	2,275
②-①		50	5	97	154	157	282
			88	176	228	235	530

※1:公立保育所においては、平成26年3月1日の利用者数(①の部分)と、現在の認可定員を入所児童数などを参考に、年齢別に算出した値(②の部分)。

私立保育園においては、平成26年3月1日の利用者数(①の部分)と認可定員数(②の部分)。

注記1:下段網掛け部分は、平成27年度、28年度は実績(年度末現在)、平成29年度は実績見込み、平成30年度以降は見直し後の数字。

注記2:見直し後の量の見込みについては、児童数の伸び率と実績値の利用割合を基に算出。

②3歳未満の子ども(0歳児)

3歳未満の子どものうち、0歳児については2019(平成31)年度においても確保の内容が量の見込みに比べて不足する見通しとなっています。このため、既存保育所(園)等において定員増を図るとともに、民間の保育園や地域型保育事業(小規模保育施設)の開設等を見込んで、2021年4月を目標に年度当初での量の見込みを確保できるよう努めます。また、施設の整備や保育士等の確保などを通して待機児童の早期解消を目指していきます。

3号認定(0歳児)

(単位:人)

		実績*1	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①	量の見込み(必要利用定員) 3号認定(0歳児)	330	449	449	450	447	445
			429	477	492	487	486
② 確保の内容	保育所(園) (特定教育・保育施設)	309	301	315	342	348	333
			306	306	309	273	291
	認定こども園 (特定教育・保育施設)		8	26	44	44	65
			3	15	33	58	91
	地域型保育事業		2	17	34	34	50
			0	12	12	12	12
	計		311	358	420	426	448
309		333	354	343	394		
②-①	▲21	▲138	▲91	▲30	▲21	3	
		▲120	▲144	▲138	▲144	▲92	

※1: 公立保育所においては、平成26年3月1日の利用者数(①の部分)と、現在の認可定員を入所児童数などを参考に、年齢別に算出した値(②の部分)。

私立保育園においては、平成26年3月1日の利用者数(①の部分)と認可定員数(②の部分)。

注記1: 下段網掛け部分は、平成27年度、28年度は実績(年度末現在)、平成29年度は実績見込み、平成30年度以降は見直し後の数字。

注記2: 見直し後の量の見込みについては、児童数の伸び率と実績値の利用割合を基に算出。

③3歳未満の子ども(1・2歳児)

3歳未満の子どものうち、1・2歳児については2019(平成31)年度において必要量が確保できる見込みとなっています。

3号認定(1・2歳児)

(単位：人)

		実績*1	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①	量の見込み(必要利用定員) 3号認定(1・2歳児)	1,100	1,157	1,167	1,166	1,167	1,166
			1,132	1,116	1,170	1,177	1,172
② 確保の内容	保育所(園) (特定教育・保育施設)	1,061	1,035	1,006	980	1,029	993
			995	967	957	877	874
	認定こども園 (特定教育・保育施設)		22	70	142	142	190
			21	96	165	245	332
	地域型保育事業		0	12	24	24	24
			0	26	26	26	26
	計		1,057	1,088	1,146	1,195	1,207
			1,016	1,089	1,148	1,148	1,232
②-①	▲39	▲100	▲79	▲20	28	41	
		▲116	▲27	▲22	▲29	60	

※1：公立保育所においては、平成26年3月1日の利用者数(①の部分)と、現在の認可定員を入所児童数などを参考に、年齢別に算出した値(②の部分)。

私立保育園においては、平成26年3月1日の利用者数(①の部分)と認可定員数(②の部分)。

注記1：下段網掛け部分は、平成27年度、28年度は実績(年度末現在)、平成29年度は実績見込み、平成30年度以降は見直し後の数字。

注記2：見直し後の量の見込みについては、児童数の伸び率と実績値の利用割合を基に算出。

教育・保育施設計画

年度	幼稚園	認定こども園	保育所（園）	その他
確保方策	27年度		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 認定こども園 ⇐ 私立保育園 (誠心保育園はらだ) </div>	
	28年度		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 認定こども園 ⇐ 公立保育所 (飯野こども園) (飯野保育所) </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 小規模保育事業 (A型) (桃山保育所) </div>
		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 公立幼稚園 ⇒ 認定こども園 (あやうた幼稚園) (あやうたこども園) </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 認可外保育園の 認可化 (彩芽保育園) </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 小規模保育事業 (A型) (こけいっす 飯山保育園) </div>
	29年度		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 認定こども園 ⇐ 公立保育所 (垂水こども園) (垂水保育所) </div>	
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 公立幼稚園 ⇒ 認定こども園 (飯山幼稚園) (飯山こども園) </div>			
30年度		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 認定こども園 ⇐ 私立保育園 (誠心保育園) </div>		
31年度		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 公立幼稚園 ⇒ 認定こども園 ⇐ 公立保育所 (城北幼稚園) (統合園) (平山保育所) </div>		
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 公立幼稚園 ⇒ 認定こども園 (郡家幼稚園) (仮称：郡家こども園) </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 認可保育園 (予定) </div>		
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 認可外保育園の 認定こども園化 (予定) </div>			

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

【平成 29 年度現在の事業実施施設（青い鳥教室を除く）】



量の見込みについては、国から示された「算出の手引き」に従い推計しました。ただし、「算出の手引き」による量の見込みが実態と大きく乖離する場合は、アンケート調査結果や実績値から量を見込みました。

(1) 利用者支援事業

New

児童やその保護者が、幼稚園・保育所・認定こども園などの施設選択や、一時預かり事業、放課後児童クラブなどの子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じて相談や助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを行う事業です。

国が定める事業分類は、計画作成当初は基本型（独立した事業として行われる形態）と特定型（行政の一環として行われる側面が強い形態）の2種類でしたが、これに加えて2015(平成27)年度より、母子保健型(妊産期から子育て期の母子保健や育児を中心に支援する形態)が追加されました。

【提供区域】 全市1区域

【現状(～平成29年度)】

	平成27年度	平成28年度
施設数	2か所 (特定型+母子保健型)	2か所 (特定型+母子保健型)

○ 2017(平成29)年度現在、基本型と母子保健型の2か所で利用者支援事業を実施しています。

【量の見込み・確保方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み (必要量)	1か所	1か所	1か所	1【2】か所	1【2】か所
②確保量	1か所	1か所	1か所	1【2】か所	1【2】か所
②-①	0	0	0	0	0

【当初の方針】

○ 利用者が教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、必要な支援を行う職員を丸亀市子育て支援課内に配置して、特定型で実施します。

《情報収集・提供》

- ・子育て資源と保育サービスなどの情報収集
- ・子育て支援情報ホームページの開設・運営
- ・市広報、市ホームページ、市公式Facebookなどを活用した情報提供
- ・地域支援

《相談》

- ・人材を活用した教育・保育などの相談

(幼稚園教諭、保育士、保健師、栄養士、家庭児童相談員、母子・父子自立支援員など)

- 地域子育て支援拠点事業実施施設においても情報提供や相談・助言などが行えるよう連携を図ります。

【見直し後の方針】

- 2016(平成28)年度に開設した利用者支援事業(まる育サポート あだおじお)については、2017(平成29)年度より基本型の業務を実施しており、2015(平成27)年度より健康課が行っている母子保健型(ハッピーサポート丸亀)と合わせて2か所で実施します。

〈基本型〉

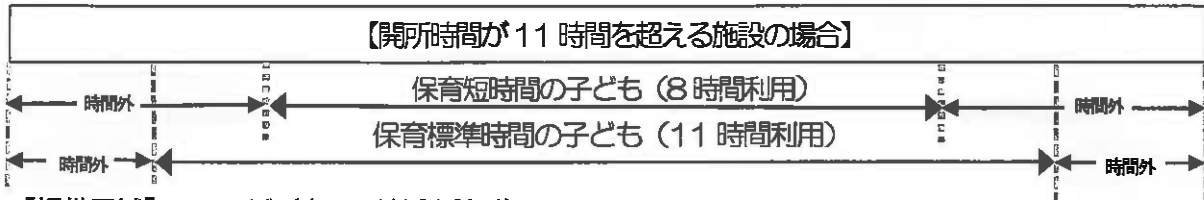
- ・子育て支援事業等の情報の集約・提供、相談、利用支援等の実施
- ・関係機関との連絡・調整・連携のための協力体制作り、社会資源開発
- ・市広報、市ホームページ、市公式Facebookなどを活用した子育て支援情報の提供

〈母子保健型〉

- ・母子保健や育児に関する相談
- ・保健サービス等の情報提供による利用支援
- ・支援プランの作成とネットワーク作り

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労時間などにより、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において保育を行う事業です。



【提供区域】 5区域（島しょ地域を除く）

【現状（～平成29年度）】

（単位：人、人日）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
利用実人数	457	509	590	576	637	614
延べ利用日数	17,052	16,864	18,464	19,681	18,467	16,678
実施施設数	10か所	10か所	11か所	12か所	12か所	15か所

- 2017(平成29)年度現在、公立保育所2か所、私立保育園11か所、小規模保育施設2か所、合計15か所で11時間を超えた時間外（延長）保育を実施しています。

区域	実施施設	か所
東中学校区	(私)ふたば乳児保育園、(私)ふたば西保育園	2
西中学校区	(私)恵城保育園、(私)丸亀ひまわり保育園、(私)虎岳保育園 (私)しおや保育所、(私)誠心保育園はらだこども園	5
南中学校区	(私)誠心保育園、(私)ひつじヶ丘保育園、(私)彩芽保育園、(小)桃山保育所	4
綾歌中学校区		0
飯山中学校区	(公)飯山北第一保育所、(公)飯山南保育所 (私)ドルカス乳児保育所、(小)ニチイキッズ飯山保育園	4

- 利用実人数・延べ利用日数ともに増加傾向にあります。定期的な利用よりも単発的な利用が多くなっています。

【量の見込み・確保方策】

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み（必要量）	650	650	650	650【680】	650【680】
②確保量	650	650	650	650【680】	650【680】
確保の内容 (11時間を超える時間外保育の実施施設数)	12か所	12か所	12か所	12【15】か所	12【15】か所
②-①	0	0	0	0	0

【今後の方針】

- 現状で、必要量を確保できる見通しですが、本市における時間外（延長）保育は、単発的な利用の傾向が強く、利用実態を見ながら実施施設の拡大などを検討します。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の病気や仕事などの理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて一定期間、養育・保護を行う事業で、次の2つがあります。

ショートステイ（短期入所生活援助事業）

保護者が病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなった子どもを、児童養護施設などで預かる事業です。7日間を限度に利用できます。（宿泊を伴う。）

トワイライトステイ（夜間養護等事業）

保護者が仕事などの理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、養育が困難となった子どもを、通所により児童養護施設などで預かる事業です。2か月を限度に利用できます。

【提供区域】 全市1区域

【現状（～平成29年度）】

（単位：人日）

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
延べ利用 日数	ショートステイ	13	6	56	16	8	27
	トワイライトステイ	1	35	6	2	18	4
実施施設数		1か所	1か所	1か所	1か所	3か所	3か所

- 2017(平成29)年度現在、「亀山学園」「神愛館」「丸亀おひさま荘」に委託をして実施しています。
- 毎年の利用実績にはばらつきがあります。

【量の見込み・確保方策】

（単位：人日）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ショート ステイ	①量の見込み （必要量）	100	100	100	100	100
	②確保量	100	100	100	100	100
トワイライト ステイ	①量の見込み （必要量）	35	35	35	35	35
	②確保量	35	35	35	35	35
確保の内容（実施施設数）		2か所	2か所	2か所	2【3】か所	2【3】か所
②-① （ショートステイ・トワイライトステイ共通）		0	0	0	0	0

【当初の方針】

- 2015（平成27）年に坂出市に開所予定の施設と業務委託契約の締結を検討し、利用希望者がより利用可能となるよう、体制づくりに努めます。

【見直し後の方針】

- 「亀山学園」に加え、2015(平成27)年度開所の「神愛館」「丸亀おひさま荘」の計3施設で事業を実施していきます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

生後4ヶ月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

【提供区域】 全市1区域

【現状（～平成29年度）】

（単位：人）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
対象者数（出生児数）	1,076	1,006	988	943	948	975
訪問人数	976	920	900	929	826	916
訪問率	90.7%	91.5%	91.1%	98.5%	87.1%	93.9%

- 2017(平成29)年度現在、対象者から新生児訪問連絡票(ハガキ)や電話、メールなどで訪問希望の連絡があれば、約2週間以内に日程調整の電話連絡を行い、保健師や助産師が約束した日に訪問しています。また、連絡が取れない人には、直接訪問し状況把握を行っています。

【量の見込み・確保方策】

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み（必要量）	1,011	1,010	1,013	1,007	1,003
②確保量	1,011	1,010	1,013	1,007	1,003
確保の内容（実施体制）	香川県助産師会に委託、又は丸亀市健康課の保健師が訪問				
②-①	0	0	0	0	0

注記：量の見込みは、0歳児人口の98%が丸亀市で出生しているという実績を踏まえて算出

【今後の方針】

- 現状で提供体制は確保できているため、今後は、訪問率100%を目指します。
- 育児に不慣れな保護者の不安を和らげ、必要な支援や助言を行うとともに、乳児と保護者の状況を把握し、特に支援が必要と認められる状態の早期発見に努め、養育支援訪問事業等につなげていきます。

(6) 養育支援訪問事業等

養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者の育児・家事などの養育能力を向上させるために支援を行う事業です。

また、丸亀市要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るための取組みも支援します。

【提供区域】 全市1区域

【現状(～平成29年度)】

(単位：人、件)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
訪問実家庭数	64	93	30	28	26	52
延べ訪問件数	66	93	30	33	54	114

○ 2017(平成29)年度現在、乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)の面談などにより、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭又は虐待のおそれのある家庭等を把握し、助産師などが訪問・相談指導を行っています。

○ 産褥期に育児や家事などの援助を必要とする家庭へ、養育支援の手段の一つとしてホームヘルパーを派遣し、保護者の育児負担の軽減を図っています。

【量の見込み・確保方策】

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み(必要量)	93	93	93	93	93
②確保量	93	93	93	93	93
確保の内容(実施体制)	香川県助産師会に委託、又は丸亀市健康課の保健師が訪問				
②-①	0	0	0	0	0

注記：量の見込みは、毎年の実績にばらつきがあり、今後の動向を予測することが難しいため、過去の最大利用率実績に推計人口を乗じて算出。

【今後の方針】

○ 現状で提供体制は確保できているため、乳幼児期の虐待を未然に防ぐ観点から、医療機関などと連携して養育支援が必要な家庭の把握に努め、事業の利用につなげていきます。

○ 児童虐待の予防・早期発見・早期対応のためには、教育・保育施設や学校、西部子ども相談センター(児童相談所)、医療機関などの緊密な連携が不可欠となることから、引き続き、連携強化を図るとともに、丸亀市要保護児童対策地域協議会の中で、個々のケースについて具体的な対応方法など検討します。

(7) 地域子育て支援拠点事業

主に3歳未満の乳幼児及び保護者を対象に、公共施設や保育所(園)などの地域の身近な場所で、育児不安等についての相談・援助、子育てサークルなどへの支援、子育てに関する情報提供、育児講習などの事業を行い、地域の子育て家庭に対し支援を行う事業です。

【提供区域】 5区域(島しょ地域を除く)

【現状(～平成29年度)】

(単位:人回)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
延べ利用回数	23,331	19,354	23,529	31,332	35,745	39,139
実施施設数	8か所	8か所	9か所	10か所	10か所	10か所

- 2017(平成29)年度現在、保育所(園)6か所、NPO法人など4か所、合計10か所で実施しています。

区域	拠点施設	か所
東中学校区	子育て親育ちほっとスペース コムコムひろば	1
西中学校区	恵城保育園子育て支援センター ※他に、出張ひろば・コムコム城坤(週1回開設)があります。	1
南中学校区	城辰保育所地域子育て支援センター、誠心保育園子育て支援センター、ひつじヶ丘保育園子育て支援センター、あかちゃんうさぎ	4
綾歌中学校区	富熊保育所地域子育て支援センター、コムコムひろば・あやうた	2
飯山中学校区	飯山地域子育て支援センター、子育てひろばたんぽぽ ※他に、出張ひろばおひさまたんぽぽ(週1回開設)があります。	2

- おおむね3歳未満児を対象とした事業ですが、対象児の兄弟姉妹など、3歳以上児の利用もみられます。

【量の見込み・確保方策】

(単位:人回)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み (必要量)	33,200	33,200	33,200	33,200 【40,000】	33,200 【40,000】
②確保量	33,200	33,200	33,200	33,200 【40,000】	33,200 【40,000】
確保の内容 (実施施設数)	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所
②-①	0	0	0	0	0

【今後の方針】

- 保護者同伴での利用であるため、定員などの設定はありませんが、現在の実施施設数で必要量を確保します。
- 利用者支援事業と連携して、子育て家庭への支援機能を強化していきます。

(8) 一時預かり事業

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）

幼稚園において主に在園児を対象に、通常の教育時間の前後や土曜・日曜、長期休業中等に一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

従来の幼稚園における預かり保育は、新制度においては、認定こども園が施設型給付を受けるものを除き、一時預かり事業として実施します。

【提供区域】 全市1区域

【現状（～平成29年度）】

- 2017(平成29)年度現在、市内では私立幼稚園2か所(城南虎岳幼稚園・聖母幼稚園)で実施しています。また近隣市町では、主に私立幼稚園での広域利用もみられ、必要量を確保できる状況となっています。

【量の見込み・確保方策】

(単位：人日)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み (必要量)	1号認定	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300
	2号認定	17,100	17,100	17,100	17,100	17,100
	計	19,400	19,400	19,400	19,400	19,400
②確保量		19,400	19,400	19,400	19,400	19,400
確保の内容 (実施施設数)		2か所+広域	2か所+広域	2か所+広域	2か所+広域	2か所+広域
②-①		0	0	0	0	0

【今後の方針】

- 近隣市町の私立幼稚園の利用も可能であることから、市内においては現在の実施施設数で必要量を確保します。

公立の幼稚園や認定こども園における在園する1号認定児を対象とした一時預かり【新】

- 2018（平成30）年度より公立の幼稚園及び認定こども園において、在園する1号認定児を対象に一時預かり事業を実施します。
 - ・公立の幼稚園6園（西・城北・城坤・城東・城辰・郡家）と認定こども園2園（あやうた・飯山）で通常教育時間後に保護者の疾病、事故等により家庭における保育が一時的に困難な場合に預かります。（対象は当該園に在園する1号認定児）
 - ・郡家幼稚園で、長期休業中に保護者の就労形態により保育が困難な場合に預かります。（対象は実施の8園に在園する1号認定児）

【量の見込み・確保方策】

（単位：人日）

		平成30年度	平成31年度
①量の見込み （必要量）	1号認定	6,200	6,200
②確保量		10,750	10,750
確保の内容 （実施施設数）		8か所	8か所
②-①		4,550	4,550

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）以外

保護者の就労・病気などにより、家庭において一時的に保育が困難となった就学前の子どもを保育所（園）などで受け入れ、保育を行う事業です。

【提供区域】 5区域（島しょ地域を除く）

【現状（～平成29年度）】

（単位：人日）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
延べ利用日数	4,272	5,646	5,139	5,684	6,456	5,824
実施施設数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所	7か所

- 2017(平成29)年度現在、公立保育所3か所と私立保育園4か所、NPO法人1か所、合計8か所で実施しています。

区域	実施施設	（か所）
東中学校区	子育て親育ちほっとスペースコムコムひろば、（公）平山保育所	2
西中学校区	（公）城南保育所、（私）恵城保育園、（私）虎岳保育園、（私）しおや保育所	4
南中学校区	（私）ひつじヶ丘保育園	1
綾歌中学校区	（公）富熊保育所	1
飯山中学校区		0

【量の見込み・確保方策】

（単位：人日）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み （必要量）	7,600	7,600	7,600	7,600	7,600
②確保量	5,500	6,200	6,900	6,900	7,600
確保の内容 （新たに開設する区域）	6か所	7か所 （綾歌）	8か所 （東）	8か所	9か所 （飯山）
②-①	▲2,100	▲1,400	▲700	▲700	0

注記：ファミリー・サポート・センター事業（就学前児童）による預かりを含みません。（当初計画P58参照）

【今後の方針】

- 区域に1か所以上の実施施設を開設し、教育・保育施設を利用しない子育て家庭への支援として、事業の充実に努めます。

【区域別 量の見込みと確保方策】

＜東中学校区＞

(単位：人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み(必要量)	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
②確保量	700	700	1,300	1,300	1,300
確保の内容(実施施設数)	1か所	1か所	2か所	2か所	2か所
②-①	▲700	▲700	0	0	0

＜西中学校区＞

(単位：人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み(必要量)	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200
②確保量	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200
確保の内容(実施施設数)	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
②-①	0	0	0	0	0

＜南中学校区＞

(単位：人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み(必要量)	700	700	700	700	700
②確保量	700	700	700	700	700
確保の内容(実施施設数)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②-①	0	0	0	0	0

＜綾歌中学校区＞

(単位：人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み(必要量)	700	700	700	700	700
②確保量	0	700	700	700	700
確保の内容(実施施設数)	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②-①	▲700	0	0	0	0

＜飯山中学校区＞

(単位：人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み(必要量)	700	700	700	700	700
②確保量	0	0	0	0	700
確保の内容(実施施設数)	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所
②-①	▲700	▲700	▲700	▲700	0

(9) 病児・病後児保育事業

子どもが発熱などの急な病気になった場合に、病院・保育所(園)などに付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育を行う事業です。

【提供区域】 全市1区域

【現状(～平成29年度)】

(単位：人日)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
丸亀市民による延べ利用日数		888	1,075	964	1,097	1,328
うち、市内 施設の利用	おかだ小児クリニック～おひさま～	556	685	758	958	1,164
うち、市外 施設の利用	(善通寺市) ・かの子育てプラザ 21～らっこ～ ・にしかわクリニック病児保育室 ～げんきになあれ～ (坂出市) ・総合病院回生病院 (綾川町) ・綾川町病児保育室～うぐいす～	332	390	206	139	164

- 2017(平成29)年度現在、丸亀市柞原町の「おかだ小児クリニック～おひさま～」で実施しています。定員は1日5人、対象は生後6か月から小学校6年生の子どもです。
- 丸亀市外住民による市内施設「おひさま」の利用状況は、2016(平成28)年度で212人日です。
- インフルエンザなどの感染症の流行により利用者数の増減があります。
- 2017(平成29)年に多度津町で「くるみクリニック～みのり倶楽部」が開設されました。

【量の見込み・確保方策】

(単位：人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み(必要量)	1,300	1,300	1,300	1,300【1,500】	1,300【1,500】
②確保量	1,100	1,300	1,300	1,300【1,500】	1,300【1,500】
確保の内容(市内施設数)	1か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②-①	▲200	0	0	0	0

【当初の方針】

- 2015(平成27)年度より定住自立圏域(丸亀市・善通寺市・琴平町・多度津町・まんのう町)内の子どもは、圏域内施設を同一料金(現在の市内料金)で利用可能となるため、利用者の拡大が見込まれます。
- 現状の実施施設と市外施設の広域利用で必要量は確保できる状況ですが、突発的・集中的に利用が発生するため、2016(平成28)年度に南部地域で1か所開設をすることで、今後のニーズに対応できるよう努めます。
- 関係機関と連携して周知を図るとともに、利用しやすい環境の整備に努めます。

【見直し後の方針】

- 引き続き、南部地域で1か所の開設をめざして関係機関との調整に努めるとともに、既存施設の量的拡大や定住自立圏域での施設開設を働きかけていきます。

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生の児童がいる子育て家庭を対象に、援助をお願いしたい人（おねがい会員）と、育児の援助を行いたい人（まかせて会員）が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行う事業です。

【提供区域】 全市1区域

【現状（～平成29年度）】

（単位：人、件）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
おねがい会員数	168	269	441	536	605	692
まかせて会員数	108	121	150	167	188	203
両方会員数	9	13	16	19	23	24
活動件数	627	831	1,066	826	1,095	748

- 2017(平成29)年度現在、社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会に業務を委託し、事業を実施しています。
- おねがい会員・まかせて会員ともに会員数は年々増加しています。
- 活動内容として、幼稚園・保育所の送迎、幼稚園・保育所の利用前後の預かりなどの利用が最も多く、全体の約58%を占めています。

【量の見込み・確保方策】

（単位：人日）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み （必要量）	就学前	720	776	831	886【720】	942【720】
	小学生	580	624	669	714【580】	758【580】
	計	1,300	1,400	1,500	1,600【1,300】	1,700【1,300】
②確保量		1,300	1,400	1,500	1,600【1,300】	1,700【1,300】
②-①		0	0	0	0	0

注記：就学前児童については、国の手引き（ワークシートで算出）では、一時預かり事業（幼稚園型以外）の中に含んで算出されますが、本市では、一時預かり事業（幼稚園型以外）について、独自の補正を行い、実態に近い量を見込んでいることから、就学前児童のファミリー・サポート・センター事業の必要量は、この項で量の見込みを掲載しています。

【当初の方針】

- 利用件数を増やすためには、まかせて会員の増加が必要となることから、継続的にファミリー・サポート・センターについての情報提供を行い、会員の増加を図ることで、必要量を確保します。
- 受託業者が行う「まかせて会員養成講座(年3～4回程度開催)」のうち、1回は丸亀市・坂出市・宇多津町との合同研修を行うなど、今後も研修の効率化に努めます。

【見直し後の方針】

- 会員総数は年々増加し、1,000人近い規模となっていますが、量の見込み(活動件数)は年度によってばらつきがあるのが現状です。今後は、受託業者と協力して、量的な拡充と合わせて質的な充実にも努めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

New

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【提供区域】全市1区域

【現状(～平成29年度)】

(単位:人)

支給児童数	平成28年度		
	1号 : 3	2号 : 3	3号 : 3

- 2017(平成29)年度現在、実費徴収に係る補足給付を行う事業を実施しています。

【量の見込み・確保方策】

(単位:人)

	平成30年度	平成31年度
①量の見込み(必要量)	15	15
②確保量	15	15
②-①	0	0

【当初の方針】

- この事業は、教育・保育施設が上乗せ徴収を行う際、実費負担に係る部分について、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。今後、各教育・保育施設の実費徴収の状況や財源の確保等を踏まえて、中間年の見直しを目的に検討していきます。

【見直し後の方針】

- 本市では、2016(平成28)年度から実費徴収に係る補足給付を行う事業を実施しています。引き続き、生活保護受給世帯等に対し支援が行えるよう、財源を確保した上で、取り組んでいきます。

5. 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保

(1) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上の取組【新】

- 現在、2014（平成26）年3月策定の「丸亀げんきっ子夢プラン」に基づき、教育・保育に直接携わる幼稚園教諭、保育士、保育教諭が、「丸亀のめざす子どもの姿一ひとみ輝き 笑顔あふれる子ども」という共通理念のもと、地域との連携を図りながら就学前教育・保育の充実に取り組んでいます。今後も、引き続き同プラン（今後も改訂を行うなどして、活用予定）に基づき、教育・保育の質の向上に努めます。
- 教育・保育に携わる職員の資質向上については、研修、人事交流、保育支援員・新規採用保育士指導員によるサポートの強化を3つの柱として取り組みます。

① 研修

ア. 通常研修

公立・私立の幼稚園、保育所等では、これまでも、国や県が主催する各種の研修会をはじめ、市が実施する幼稚園、保育所、認定こども園の合同研修などに非常勤職員も含め、積極的に参加する一方、日々の園内所内研修を重視して、子どもの教育・保育の研修に努めています。

また、本市独自の研修として、保育士等が臨床心理士等の専門家より、配慮を要する子どもへの支援の仕方を学ぶ巡回カウンセリングを実施しています。

今後も、国や県が実施する研修への積極的な参加を促すとともに、市主催の研修の充実を図り、公立・私立の幼稚園、保育所、認定こども園の職員のスキルアップを目指していきます。

イ. 相互研修

2015（平成27）年度より公立の幼稚園、保育所間において、相互研修を実施しています。相互研修の効果としては、お互いの施設での教育と保育の現状認識や相互理解を深めることが挙げられます。今後も相互研修を計画的に実施し、職員の資質向上を図ります。

② 人事交流

本市では、2007（平成19）年度より幼稚園教諭や保育士等の採用にあたり、幼稚園教諭免許と保育士資格の双方を所持していることを条件としています。

また、2017（平成29）年度には、幼稚園教諭を保育所から移行した認定こども園へ、また保育士を幼稚園から移行した認定こども園へ、人事交流を実施し、就学前教育・保育の一元化と職員の資質向上を図っています。

今後も、計画的に人事交流を行う予定としています。

③ 保育支援員・新規採用保育士指導員によるサポートの強化

本市では、現在、保育所長経験者が保育支援員（保育、事務のアドバイス等）として月1回、さらには2017（平成29）年度より新規採用保育士指導員（新規保育士への指導）として年7回のサポートを行っています。

今後も、この制度を継続・拡充し、保育所職員の専門性を高め資質向上を図るとともに、若年

保育士の育成にも力を入れていきます。

また、日々の保育の中で悩みを抱える職員に対し、各種専門機関との連携を通して臨床心理士などの専門家にスムーズにつなぐことにより、保育士の精神的な負担の軽減を図っていきます。

- すべての子どもの健やかな育ち、子どもの最善の利益の保障の重要性から、障がいのある子どもや特別な配慮を要する子どもについて、その状況を的確に把握し、適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、すべての教育・保育従事者が等しく対応できるよう、研修の実施などを通じて資質の向上に努めます。
- 教育・保育施設の適切な運営と指導について
香川県をはじめ関係機関と連携のうえ、教育・保育施設の認可や確認、指導監査を実施するなど、施設の適切な運営と指導を行います。

教育・保育施設の認可・確認・指導監査

	認 可	確 認	指 導 監 査
幼稚園	県	市	県
保育所（園）	県	市	県
認定こども園	県	市	県
小規模保育施設	市	市	市

(2) 認定こども園の普及についての基本的な考え方

- 新制度では、保護者の就労状況などに関わらず、個々のニーズや選択に応じた多様で総合的な子育て支援を進めることを目指しています。幼稚園と保育所の機能や特長を併せもち、地域の子育て支援も行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置付けられ、国では、認定こども園の認可・認定手続きの簡素化などにより、新たな設置や既存施設からの移行をやすくするなど、普及のための施策を打ち出しています。
- 国の動向を踏まえながら、本市においても、さまざまなニーズに対応するため、多様な選択肢の一つとして、保護者の就労状況に関わらず入園可能な認定こども園を、各区域に1か所以上設置し、適切な運営に努めます。
- 公立幼稚園を幼保連携型認定こども園へ移行する場合、まずは3歳児から5歳児の受入れについて検討します。なお0歳児から2歳児の受入れが必要な場合は、調理施設の増設が必要であるため、施設の老朽化などを考慮し検討していきます。
- 私立の既存施設からの移行については、職員配置や施設・設備要件に関する課題も想定されることから、事業者の意向や施設の状況などを十分に踏まえながら、国の制度や支援などに関する情報を積極的に提供し、認定こども園への移行を進めます。

(3) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

- 幼稚園・保育所・認定こども園は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設

であり、一方、小規模保育施設などの地域型保育事業は、供給が不足しがちな3歳未満児の保育を、地域に根差した身近な場で提供する役割を担うものです。この両者が相互に補完することによって、教育・保育の量の確保と質の向上を図る必要があります。

- 本市では、3歳未満児を中心に待機児童が発生していることから、新たに開設を計画する地域型保育事業者などへ積極的に情報提供を行い、新規参入を促します。また、教育・保育施設と地域型保育事業者の十分な情報共有と連携に努めます。

(4) 幼稚園や保育所、認定こども園と小学校との連携(カリキュラムの連携)【新】

- 子どもが幼稚園や保育所等から小学校に進学する際、遊びや生活を通して総合的に学んでいく幼児期の教育課程と、各教科等の学習内容を系統的に学ぶ等の児童期の教育課程は、内容や進め方が大きく異なることから、小学校入学による大きな環境の変化が予想され、保護者の不安要因ともなっています。児童が安心して学校生活に慣れ、自らを発揮しながら主体的に学習者として育っていけるように、幼稚園や保育所等では5歳児を対象に実施する「アプローチカリキュラム」を、また小学校では新生児を対象に実施する「スタートカリキュラム」を作成しています。
- 「アプローチカリキュラム」については、複数の園・所から1つの小学校に就学することから、幼稚園や保育所等においては地域性や園・所独自の教育・保育の方針を尊重しながら、市全体で「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有し、小学校教育への円滑な接続を図る必要性が高まっています。そこで丸亀市教育研究所において、丸亀市内の幼稚園、保育所、認定こども園の幼稚園教諭や保育士等が2017(平成29)年度に「アプローチカリキュラム」を作成しました。
- 一方、「スタートカリキュラム」は、国から示されたモデルなどを参考に、幼児期の教育とのつながりを考慮し、各小学校の児童や学校、地域の実情を踏まえて編成しています。本市の各小学校における入学当初のスケジュール作成に当たっては、教育課程全体を視野に入れ、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定等を幼児期の豊かな学びと育ちを踏まえて、児童が主体的に自己を発揮できるように配慮しています。
- 今後は、各カリキュラムの作成段階において、公立・私立を問わず必要に応じて双方の担当者が意見交換等を行えるよう支援するとともに、各学校郡で「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有し、それぞれの段階の教育の特性に応じた、本市独自のよりよいカリキュラムの作成につなげていきます。

6. 保育士等の確保のための施策【新】

1. 本市の待機児童の現状

本市においては、2017（平成29年）度時点は国の定義（37p参照）に基づく待機児童は発生していませんでしたが、特定の保育所（園）への入所を希望したなどの理由で結果として待機となる、私的待機児童は発生しています。

また、2018（平成30）年度からは、新しい国の待機児童の定義が適用されることに伴い「育休終了後の職場復帰を予定していたが、児童の預け先がなく、結果として育休を延長し、保護者に復職の意思があることを確認できる」場合等も待機児童としてカウントされることとなり、一層の待機児童対策が求められます。

このように私的待機児童が発生する原因としては、保護者のニーズを満たすだけの保育施設が不足しているというハード面の問題だけでなく、施設の利用定員に余裕があるにもかかわらず、保育士が確保できていないため、受入れ児童数を縮小せざるを得ないというソフト面の問題も大きいと考えられます。

2. 保育士不足の要因

全国的な傾向として保育士資格を取得しているにもかかわらず、保育士として就職しない、あるいは早期に退職するなどの状況が発生していますが、その要因として次のような問題が考えられています。

(1) 多忙な労働環境

保育士の勤務は、早朝保育や夕方保育など多様な形態に対応する必要があり、その上、保育の現場で子どもと実際に接する業務に加えて、保育日誌や経過記録、教材の作成なども行っております。

(2) 責任の重さと保護者ニーズへの対応

保育の現場では、子どもの命を預かるという責任の重さや、常に子どもから目が離せない等が原因で、保育士は長時間緊張した状態にあります。また、子どものアレルギーや感染症への配慮や虐待対応など、業務内容は以前にも増して細分化・高度化・多様化しており、専門的な知識と技術が求められています。

さらには、保護者からの子育てや保育に関する要望に対し、丁寧な対応が求められるなど、様々な条件が重なり、これらが保育士の精神的なストレスにつながっているといわれています。

(3) 保育士の給与水準

保育士は、国家資格を必要とし、子どもの命を預かるという大きな責任を負いながら、日常的にハードな業務を行っています。

さらに社会貢献度の高い仕事でもあるにもかかわらず、全国的にみて保育士の給与水準は、全産業の平均より小・中学校の教諭の給与水準と比較しても低い状況にあるとされています。

3. 国の「子育て安心プラン」

2013（平成25）年度に国が策定した「待機児童解消加速化プラン」は、全国で53万人の保育の受け皿を新たに整備し、2017（平成29）年度末で待機児童ゼロを目指したのですが、2016（平成28）年度現在で都市部を中心に2万3千人を超える待機児童が発生する状況となっています。

このため、国は新たに2018（平成30）年度から2020年度末までの3年間で約32万人の受け皿を確保して、待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」を策定しました。

このプランは、待機児童の解消を図るとともに、女性の就業率80%に対応できる保育の受け皿整備等を進めていくものです。

なお、プランの6つのパッケージの一つとして保育の受け皿拡大を支える「保育人材確保」が規定されており、処遇改善を踏まえたキャリアアップの仕組みの構築や保育補助者から保育士になるための雇上げ支援の拡充などの施策が記載されています。

4. 国・県と市が協力して実施する保育士等への支援施策

現在、民間保育園等において、掃除や給食の配膳、後片付けなどの周辺業務を行い、保育士の負担を軽減する保育支援者を配置した場合に人件費の補助を行う「保育体制強化事業」を実施し、保育士等の離職防止につなげています。

また、民間保育園等に勤務する保育士の処遇改善に継続的に取り組んでいます。

今後も、国・県と調整を図りながら様々な施策を実施し、長期的視野に立った保育士不足の解消に努めていきます。

5. 本市が計画する保育士等への独自支援

（1）現職の保育士等へのサポート

① 保育士等の欠員に対応するサポート保育士（仮称）の確保

各種研修への参加や病休等を含めた休暇の取得により、現場に迷惑をかけてしまうことが保育士の心理的負担の一因となっています。また、早朝保育・夕方保育の勤務も負担となる場合があります。

さらに、子育て等で休職中の保育士等にとっては、これらが職場復帰を躊躇する原因ともなると考えられます。

このため、保育士資格を有する者をあらかじめ登録しておき、保育士等の休暇取得や早朝保育・夕方保育などに対応できる体制を目指します。

② 保育士の事務負担を軽減する業務補助員の配置

現在、保育士職場において業務補助員は配置されておらず、通常の保育業務に加え、それ以外の業務の多さが保育職場の難しさに拍車をかけているのが現状です。

この状況を解消するため、事務作業の内容の見直しによる簡素化の推進に加え、業務補助員の配置などを検討して保育士等の事務負担の軽減を図ります。

③ 「学校サポート室」をモデルとしたバックアップ体制の確立

現在、教育委員会では「課題解決の主体は学校」としながらも、学校だけでは解決が困難な課題に対応するため学校サポート室を設置しており、常駐の室員に加え、弁護士や医師、臨床心理士などの専門家も加えたサポート体制を確立しています。

実際に専門家の力を借りて問題を解決するケースは、そう多くありませんが、この体制が学校職場において有形無形の後ろ支えとなっていると考えられ、保育士職場においても、これに準じたバックアップ体制の確立を目指します。

④ 私立保育園等への支援

今後の保育施策を充実させるためには、保育士等の確保をはじめ公立・私立を問わず保育所等が抱える共通の課題を解決する必要があります。また、公立の施設のみの充実を図るのではなく、私立保育園等への支援を通じて、公立・私立のバランスのとれた保育環境の整備を図っていくことは、市の責務でもあります。

本市では今後、私立保育園等に対して保育士等の安定的な確保を図るため、経済的な支援をはじめ、「5. 本市が計画する保育士等への独自支援」に記載の本市独自の施策の実施にあたっては、できる限り公立・私立の壁をなくし、すべての保育所等が利用可能なものとしていきます。

また、私立保育園園長会などの意見交換の機会においては、その時々私立保育園の要望を可能な限りくみ上げ、支援の充実に努めていきます。

(2) 保育士職場への就職・復職希望者へのサポートと掘り起こし

2017（平成29）年度から公立保育所において、実際に保育の現場を体験できる「一日保育士職場体験」を実施し、保育士職場への就職・復職希望者へのサポートと潜在保育士の掘り起こしを行っています。

6. 幼稚園教諭の確保

本市の幼稚園においては、保育所等で見られるような待機児童は発生しておりませんが、将来的には幼稚園教諭の不足が問題となることも考えられますことから、保育士等と同様に人材の確保に努めていきます。

7. 結論

保育士の処遇や働き方を改善することで、保育士職場を魅力あるものとし、保育士不足を解消して、待機児童の解決につなげていくことが必要です。保育士等の確保のための施策は、継続して長期的に実施していくことが重要であり、次期計画においても、この方向性を引き継いでいきます。

待機児童について

「待機児童」とは

保育を必要とする要件（2014（平成26）年度以前は保育に欠ける要件）に該当し、入所申込みをしているが、保育所（園）へ入所できていない児童

「私的待機児童」とは

待機児童のうち、特定の保育所（園）を希望しているために入所できていない児童

「国の定義」とは

待機児童のうち、「私的待機児童」や転所希望を出している児童を除いた児童

「求職活動中」とは

2014（平成26）年度までは保育に欠ける要件に該当しないとされ、「私的待機児童」には含まれていなかった。2015（平成27）年度より求職活動中も保育を必要とする要件に該当するため「私的待機児童」に含める。

「国の定義」の改正とは

2017（平成29）年3月31日に国から通知された「新しい待機児童の定義」は

- ① 保護者が求職中の場合は、保護者が求職活動を行っておらず、保育の必要性が認められない場合を除き、カウントする。
- ② 育休終了後の職場復帰を予定していたが、児童の預け先がなく、結果として育休を延長した場合は、保護者に復職の意思があることを確認してカウントする。
- ③ 保護者の意向を確認し、他に利用可能な保育所等の情報提供を行うものとする。なお、特定の保育所等を希望した場合は、特別な支援が必要な子どもの受入れ体制が整っていないなど、やむを得ない理由がある場合はカウントする。

今回の改正については、2017（平成29）年度は移行期間とされており、本市においては2018（平成30）年度から適用する。

